

委員からいただいたご質問について

| 番号 | ご質問 | 回答 |
|----|--|---|
| 1 | <p>患者に必要な放射線診療が制限されてはならないという前提は理解するものの、一方で、何らかの形で一定の指針を作成し、医療関係者に普及させる必要があるのではないか。</p> <p>また、放射線治療の利用拡大に際してはインフォームドコンセントが欠かせないと考えます。</p> | <p>厚生労働省に照会したところ、以下の回答がありました。</p> <p>放射線診療の実施にあたっては、医師の責任下において、個々の患者の症状その他の医学的状況を判断し、放射線診療の必要性の有無、必要な放射線診療の種類、必要な放射線量等について決定されるものです。</p> <p>これらの判断及び決定に際しては、放射線診療の実施により患者が受ける医学的なメリット及びデメリットを十分に念頭に置く必要があるが、個々の患者の症状その他の医学的状況により個別に判断されるべきものであることから、線量限度等の形で一律に規制することはなじまないものであり、実際に患者の診療にあたる医師が適切な医学的判断を行うべきものであると認識しています。</p> <p>一方で、法令等により線量限度等の形で一律に規制することにはなじまないものの、診療にあたる医師が適切な医学的判断を行うにあたっての一定の目安として、専門家の立場から取りまとめた一定の指針が示されることは十分意義あるものであることから、今後とも、関係学会の専門家や現場の医療関係者等と連携を図りつつ、必要な支援等について引き続き検討していくこととしています。</p> <p>また、インフォームドコンセントについては、「診療情報の提供等に関する指針」（平成15年9月12日 厚生労働省医政局長通知）において、医療従事者が診療中に、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処置及び治療の方針 ・代替的治療法がある場合にはその内容及び利害得失 ・手術や侵襲的な検査を行う場合には、その概要、危険性、実施しない場合の危険性等 <p>等の事項について、診療中の患者に対する丁寧な説明（インフォームドコンセント）を行わなければならないとしているところであり、この通知の周知普及を通じて定着していくものと考えています。</p> |
| 2 | <p>英国の提案は、有害物質の国際商取引を禁止した国際法の精神に反するのではないか。</p> | <p>「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」では条約の手續に従った輸出入を認めており、「禁止」はされていません。また、「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」においては、国際的な規制などの措置を講じた上での放射性物質の移動を認めており、越境移動を禁止しているわけではありません。したがって、この指摘はあたりません。</p> |